

セグラ[®]の関連法規

低圧接触電線に係る電気設備技術基準

● 関連条項 第173条…低圧接触電線の施設
第189条…遊戯用電車の施設

場所	項目	碍子引き工事（剛体トロリ、裸トロリなど）		絶縁トロリ工事（セグラ）		
		展開した場所	点検できる隠蔽場所			
屋内	床面上の高さ	3.5m以上		展開した場所または点検できる隠蔽場所に施設すること 同上		
	建築物との離隔距離	上方において	2.3m以上			
		側方において	1.2m以上			
	電線の太さ	使用電圧300V以下の場合	直径3.2mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が8mm ² 以上のもの		断面積が28mm ² 以上の銅、亜鉛めっき鋼など（JIS C 3711）	
		使用電圧 300V を超える場合	直径6mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が28mm ² 以上のもの			
	支持点の構造	各支持点において堅ろうに固定して施設するものを除き、その両端を耐張碍子装置により堅ろうに引き留めること			各支持点において堅ろうに固定して施設する	
	支持点の距離	水平配列で28cm以上または、その他の配列で40cm以上の電線相互間の距離の場合	12m以下	たわみ難い導体を使用すること（例、剛体トロリ）		
		上記以外および剛体トロリの場合	6m以下	断面積1cm ² 以上 2.5m以下 断面積1cm ² 未満 1.5m以下	断面積500mm ² 未満の場合 2m以下 ^{※1}	
	電線相互の間隔	電線相互の間隔	水平配列の場合	14cm以上	12cm以上	—
			上記以外の場合	20cm以上		
断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下			6cm以上			
断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下			6cm以上			
使用電圧150V以下で乾燥した場所において、支持間隔0.5m以下、かつ定格60A以下の過電流遮断器をつけるとき			3cm以上			
造営材との離隔距離	造営材との離隔距離	湿気が多い場所または水気のある場所	4.5cm以上	4.5cm以上	接触しないこと	
		その他の場所	2.5cm以上			
他の配線・配管との離隔距離	他の配線・配管との離隔距離	30cm以上		30cm以上	10cm以上	
碍子の構造	碍子の構造	絶縁強化木または絶縁性、難燃性および耐水性のあるもの			—	
屋側、または屋外	床面上の高さ	屋内に準ずる		全般にわたり、屋内に施設する場合に準ずるほか、当該隠蔽場所は点検でき、かつ水がたまらないように施設したものでなければならない。	全般にわたり、屋内に施設する場合に準ずるほか、絶縁トロリ線に水が侵入してたまらないように施設しなければならない。 ダクト内その他の隠蔽場所に施設するときは、当該隠蔽場所は点検でき、かつ水がたまらないように施設したものでなければならない。	
	建築物との離隔距離	同上				
	電線の太さ	同上				
	支持点の構造	同上				
	支持点の距離	同上				
	電線相互の間隔	電線相互の間隔	水平配列の場合			14cm以上
			上記以外の場合			20cm以上
断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下			6cm以上 ^{※2}			
断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下			6cm以上 ^{※2}			
		※2.雨露にさらされる場所では12cm以上				
造営材との離隔距離	造営材との離隔距離	4.5cm以上				
共通	開閉器および過電流遮断器	低圧接触電流に電気を供給するための回路には、専用の開閉器および過電流遮断器を施設しなければならない。 開閉器は低圧接触電線に近い箇所において容易に開閉できること。 過電流遮断器は各極（多線式電路の中性極を除く）に施設すること。				

